公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	鄭　可愛
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度国民健康保険税第４期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。